

平成27年度推奨の優良書籍

平成28年2月推奨

よるになると

作：松岡 達英

(幼児及び小学生 対象)

子どもたちにとって身近な自然の生き物たちが、夜になるとどのように過ごし、身を守り、狩りをしたり食べたりしているのかを描いており、図鑑で植物や昆虫、動物について調べることと並行して、動植物の生態、生きている様子を知ること、疑問を持って調べたり、より深い知識を得るために学んだりするための入門書として最適な作品であり、青少年に有益と認められることから推奨します。

株式会社福音館書店 発行
¥972 (税込)

県青少年健全育成審議会の答申を踏まえ、平成28年2月5日付けで下記1の書籍1点を「青少年の健全な育成に有益な書籍」として推奨しました。
(県青少年健全育成条例第12条)

また、同日付けで、下記2の図書類3点を「青少年に有害な図書類」として個別指定しました(同条例第18条第1項)。

そのほか、下記3の計15点の図書類について「青少年に有害な図書類(包括指定)」である点を県社会環境調査会において確認しました(同条第2項第1号及び第2号)。

※ 本県において、これらの有害図書類については、満18歳未満の青少年への販売、貸付け、頒布又は供覧等が禁止されます(同条第3項)。

また、書店等の図書類取扱業者においては、これらを「区分陳列」とするとともに、「青少年が購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨の掲示」をしなければなりません(同条第4項及び第5項)。

記

1 優良書籍

区 分	作品の名称等	著者・発行所等の名称
書 籍	よるになると	作：松岡 達英 発行所：株式会社福音館書店

2 有害図書類(個別指定)

区 分	図書類等の名称	出版社等の名称
雑 誌	チャンプロード 2016年2月号	株式会社笠倉出版社
雑 誌	実話ナックルズSPECIAL 衝撃の新春特大号2016	ミリオン出版株式会社
雑 誌	実話ドキュメント 2016 2月号	マイウェイ出版株式会社

3 有害図書類(包括指定)

区 分	図書類等の名称	出版社等の名称
コミック	BOY' Sピアス禁断 2月号	サン・メディアレップ株式会社
コミック	恋愛宣言PINKY Vol. 34	株式会社秋水社
雑 誌	FINAL BOX 2月号	マイウェイ出版株式会社
雑 誌	増刊エキサイティングマックス!	株式会社ぶんか社
コミック	家賃はカラダで払います 家出娘とイチャラブ性活	株式会社竹書房

雑誌	特ダネTABOO! 2015痴密の淫尻総傑作選	株式会社インテルフィン
雑誌	封印映像お宝ハプニング流出スペシャル 2016最新版	株式会社コスミック出版
雑誌	CIRCUS MAX 2016 2月号	株式会社ベストセラーズ
雑誌	金のEX SPECIAL 2016特別迎春号	株式会社大洋図書
雑誌	G. T. R. DXスペシャル 2016新春特別号	株式会社大洋図書
コミック	熱愛美少女インラン系	株式会社竹書房
コミック	aya 2月号	株式会社宙出版
コミック	絶対恋愛Sweet 2016年2月号	株式会社笠倉出版社
コミック	実録悪い人 壊れた国・日本の凶暴人間たち	株式会社コアマガジン
雑誌	レベル9 VOL. 17	ミリオン出版株式会社

〔「包括指定」制度について〕

次の要件をみたす「図書類」又は「がん具類」については、本県青少年健全育成条例上は、個別の諮問や指定行為（県報告示）を経ることなく、発行時又は製造時において自動的に「有害図書類」又は「有害がん具類」に指定されたものとみなされ、本県においては、満18歳未満の青少年に対する販売等が禁止されるという制度のことです。

これに違反した場合には、「30万円以下の罰金」に処せられることがあります（同条例第34条第4項第2号及び第5号）。

【図書類】（同条例第18条第2項）

- 卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵が20ページ以上、又は、ページ総数の5分の1以上ある書籍又は雑誌（第1号）
- 卑猥な姿態等を描写した場面が、合わせて3分を超え、又は、連続して3分を超えるビデオテープ又はビデオディスク（第2号）

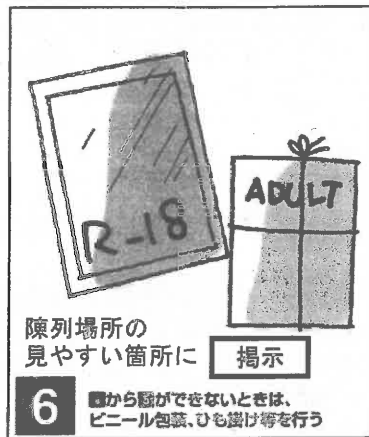
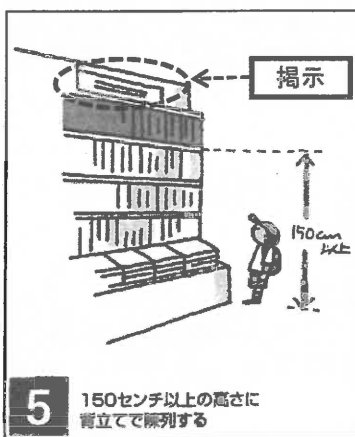
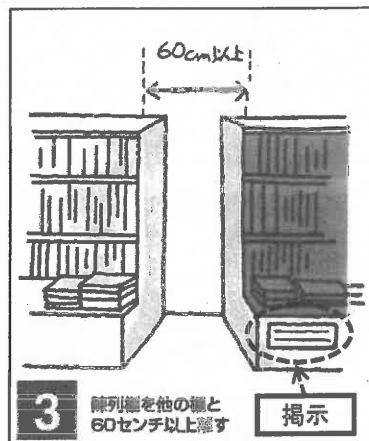
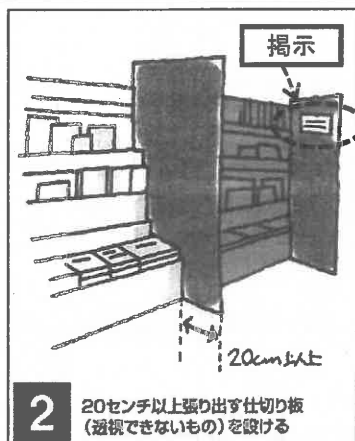
【がん具類】（同条例第20条第2項）

- 下着の形状をしたがん具（第1号）
- 使用済みの下着であるとして、又は、これと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品（第2号）
（「普通の未使用の女性用下着」であっても「女性の下着姿の写真」が添付されているものなどは、これにあたります）
- 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具（第3号）

区分陳列の方法

[福島県青少年健全育成条例第18条第4項、同施行規則第2条の2]

図書類の販売又は貸付け等を業とする者は、次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区分するとともに、これを従業員が容易に監視できる店内の一定の場所にまとめて陳列しなければなりません。いずれの方法によるかは、それぞれの店舗において最適な方法を選択することになります。(併せて「掲示」も必要です)



上の **1** ~ **6** いずれかの方法で「区分陳列」とともに、陳列場所の見やすい箇所に、下記の例のように青少年が有害図書類を購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨を「掲示」しなければなりません。

「掲示」の一例

福島県青少年健全育成条例により、
満18歳未満の方の ()
をお断りいたします。

() 内には、購入、借受け、閲覧又は視聴など、該当する言葉を入れてください。

書店等の図書類取扱業者が、上記の方法により適切に区分陳列及び掲示をしていない場合、知事は、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は掲示をすべきことを命ずることができます。
(同条例第18条第6項)
この命令に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。
(同条例第34条第4項第3号)